

## 兵庫県警察における個人情報の管理の継続運用について（一般甲）

平成29年12月12日  
兵警広一般甲第121号

兵庫県警察における個人情報の管理の継続運用について（一般甲）（要徹底）

対号 兵庫県警察における個人情報の管理について（平成27年  
12月7日兵警広一般甲第156号）

兵庫県警察における個人情報の管理については、対号により実施しているところであるが、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、個人情報の管理に努められたい。

### 記

#### 第1 目的

この通達は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資するため、兵庫県警察における個人情報の管理について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 個人情報 条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- (2) 公文書 条例第2条第7号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿 条例第13条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿をいう。
- (4) 保有個人情報 条例第14条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (5) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (6) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 所属 警察本部の課、室、所、場及び隊、神戸市警察部庶務課、方面本部、警察学校並びに警察署をいう。
- (8) 所属長 所属の長をいう。

#### 第3 保有個人情報の管理体制

##### 1 総括個人情報管理者

- (1) 兵庫県警察に総括個人情報管理者を置き、総務部長をもって充てる。
- (2) 総括個人情報管理者は、兵庫県警察における保有個人情報（死亡した者の個人番号を含む。以下同じ。）の管理の企画及び指導に関する事務を総括する。
- (3) 総括個人情報管理者は、必要があると認めるときは、所属における保有個人情報の管理について実地に監査し、又は当該所属の個人情報管理者に必要な報告を求めることができる。

##### 2 個人情報管理者

- (1) 所属に個人情報管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- ア 所属が保有する保有個人情報の取扱いの制限に関する事。
- イ 個人情報取扱事務登録簿の作成に関する事（警察署長を除く。）
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関する事。

(3) 個人情報管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の管理に関し、次に掲げる事務を行う。

- ア 特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定する事。
- イ 事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する事。
- ウ 特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を整備する事。

### 3 個人情報管理担当者

- (1) 所属に、個人情報管理担当者を置く。
- (2) 個人情報管理担当者は、警察本部の所属及び警察学校にあつては所属長補佐（所属長補佐の配置のない係にあつては係長）、警察署にあつては課長をもって充てる。
- (3) 個人情報管理担当者は、個人情報管理者の命を受け、当該所属の保有する保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

## 第4 保有個人情報の取扱い

### 1 職員の責務

兵庫県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）は、法及び条例の趣旨にのっとり、この通達並びに総括個人情報管理者、個人情報管理者及び個人情報管理担当者の指示に従い、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### 2 正確性の確保

職員は、保有個人情報の内容が事実でない認められたときは、個人情報管理者又は個人情報管理担当者の指示に従い、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

### 3 取扱いの制限

- (1) 個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を職員に遵守させるものとする。
  - ア 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
  - イ 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
  - ウ 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報等及びそれが記録されている公文書にあつては、漏えいその他当該特定個人情報等の管理に係る事故の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
  - エ 保存すべき場所
  - オ 前記アからエまでに掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

### 4 廃棄及び削除

- (1) 個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている公文書を廃棄するときは、裁断その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。
- (2) 個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、速やかに、当該保有個人情報を削除するものとする。

## 5 業務の委託

- (1) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査その他個人情報の適切な取扱いのために必要な事項について、書面で確認するものとする。
  - ア 秘密の保持及び個人情報の目的外利用の禁止に関する事項
  - イ 個人情報の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項
  - ウ 再委託の禁止又は制限に関する事項
  - エ 漏えいその他事故が発生した場合の措置に関する事項
  - オ 契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項
  - カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報の適切な管理のための措置に関する事項
- (2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する保有個人情報の秘匿性及び重要性に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期検査その他適切な方法により確認するものとする。
- (3) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、委託先に前記(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前記(2)の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- (4) 前記(3)前段に規定する場合において、再委託される業務が個人番号関係事務（法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報等の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。個人番号関係事務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- (5) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他個人情報の適切な取扱いのために必要な事項を明記するものとする。

## 6 提供の際の措置

個人情報管理者は、条例第7条第2項各号の規定により、提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の交付を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため実地に調査すること。

## 第5 事故発生時等の措置

- 1 職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそ

れがあるときは、直ちに、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報管理者は、前記1の報告を受けたときは、速やかに、総括個人情報管理者に報告（総務部県民広報課経由）をするとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 個人情報管理者は、事故の発生又は再発の防止に資するため、前記2の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 総括個人情報管理者は、必要があると認めるときは、当該個人情報管理者又は関係所属長に対し、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な指示をするものとする。

#### 第6 関係部長への委任

この通達に定めるもののほか、特定個人情報等の管理に関し必要な事項は、関係部長が別に定める。